

高槻市告示第 29 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の一部指定解除について

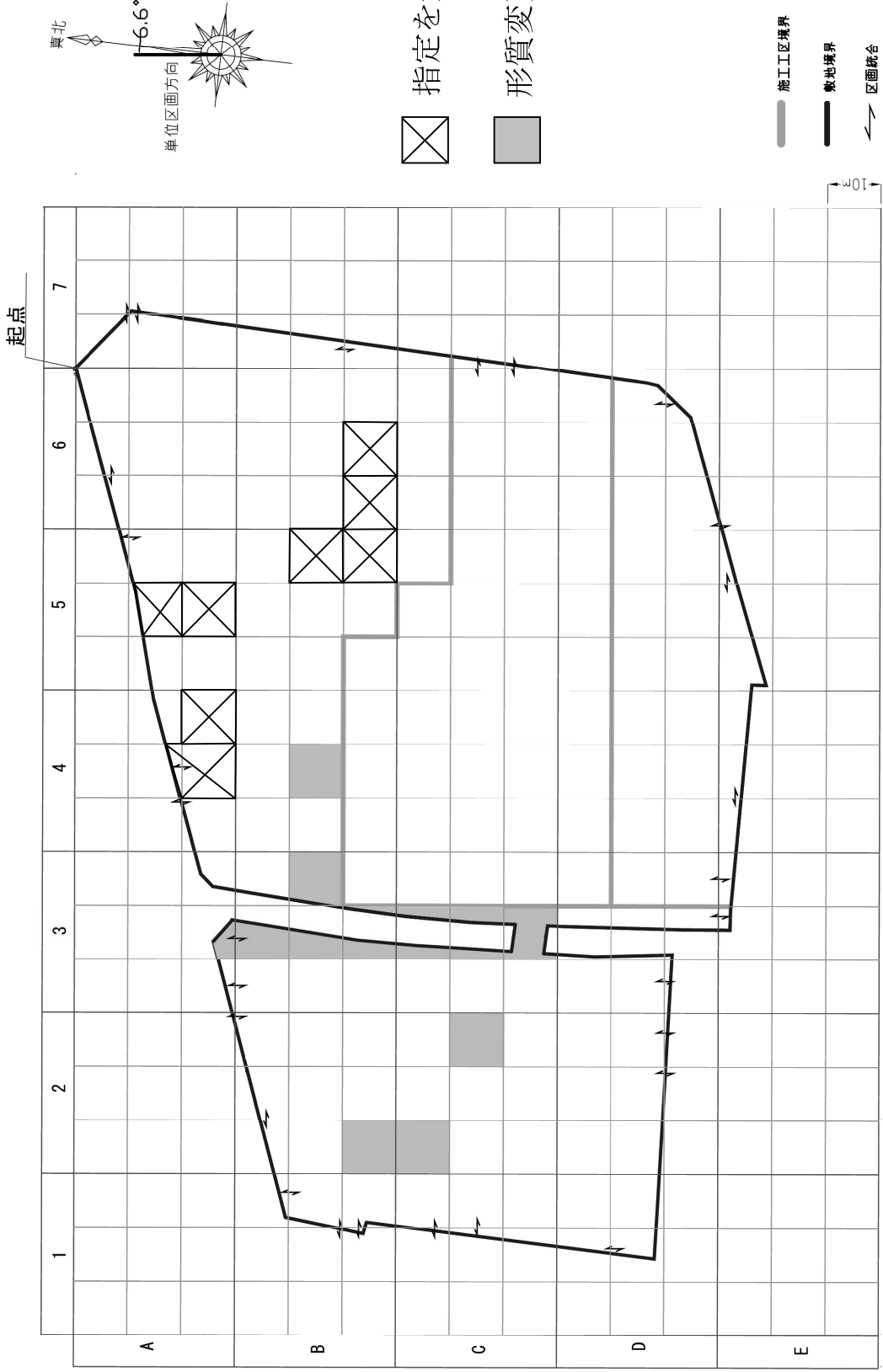
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定により、平成 24 年高槻市告示第 138 号により指定した形質変更時要届出区域の一部について、指定を解除する。

平成 25 年 1 月 18 日

高槻市長 濱田 剛史

- 1 指定を解除する区域
古曾部町一丁目 138 番 1、139 番の各一部、140 番 1、141 番 1、142 番 1、1225 番、1226 番（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。）第 31 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 3 規則第 31 条第 2 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（掘削除去）

別図



起点の位置は北緯34度51分23.52627秒、東経135度37分16.59549秒。世界測地系ではX座標-126787.563m、Y座標-34629.832m。
 平面直角座標系（平成14年国土交通省告示第九号）の高槻市の系番号は▽（座標系原点・北緯36度0分0.00000秒、東経136度0分0.00000秒）。
 起点を支点として格子を反時計方向に約6.6度回転した。